

答 申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成25年6月27日25防企第601号で行った公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 異議申立てに係る対象公文書の開示決定状況

(1) 本件公文書について

異議申立てに係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、実施機関、福岡市、糸島市及び九州電力株式会社（以下「本件法人」という。）が行った原子力安全協定締結に係る第1回から第4回までの協議（以下「本件協議」という。）の記録である。

(2) 本件決定について

実施機関は、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、本件公文書のうち、本件法人等と協議を行った部分について、条例第7条第1項第4号（行政運営情報）に該当するとして非開示とし、その余の部分は開示する部分開示決定を行った（以下、実施機関が非開示とした情報を「本件非開示情報」という。）。

3 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 異議申立人は、平成25年6月14日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定に基づき、本件公文書の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成25年6月27日付けで、本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 異議申立人は、平成25年7月18日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、異議申立てを行った。

4 異議申立人の主張要旨

異議申立書及び口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 実施機関は、本件法人との信頼関係を損なうおそれがあることを非開示の理由としているが、実施機関と本件法人との信頼関係より県民との信頼関係を念頭におくべきであり、

非開示の理由にはならない。

- (2) 協定締結は、通常の事務手続の範ちゅうを超えるものであり、議会で内容を精査し、議論すべき重要案件と考える。議会に諮ることなく、実施機関、糸島市長及び福岡市長の専決事項で処理されていることは、行政手続上、問題である。
- (3) 協定の内容は、住民の安全の確保及び財産の保全を最優先したというよりも、半径30km圏内の自治体から原子力発電所の早期再稼働の同意が得られるように締結されたものと受け取れるものとなっている。このような内容になった経緯を知ろうにも、実施機関から開示された文書は協議に関する部分が非開示となっており、協定締結に係る協議の動きが全然分からず、納得できない。
- (4) 本件法人等と協議を行った部分を非開示とした実施機関の決定は、県民の知る権利を脅かすものであり、また、原子力基本法第2条にある「原子力利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開する」という民主、自主、公開の三原則にも抵触するものであることから、本件公文書は絶対に開示されるべきである。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 本件協定等締結に係る協議について

今回の協議は、本件法人が、初めて立地県でも関係隣接県（当時）でもない実施機関との間で原子力安全協定を締結することに対して、非常に慎重な構えを示しており、全国的に見ても発電所から半径30km圏の外に位置する地方公共団体も当事者に加わっている点で余り例がないなど、かなり難航することが想定されたことから、お互いに忌憚^{たん}のない率直な意見交換を行うため、非公開とすることとして行われた。

ただし、原子力発電所の安全確保については、県民の関心も極めて高く、県民に対する説明責任も重要であることから、報道機関への事前通知、協議の冒頭部分のカメラ撮影、協議終了後における報道機関への説明及び取材対応並びに県議会への結果報告を毎回実施した。

(2) 本件公文書について

本件公文書は、幹部職員である総務部長が本県を代表して率直な意見交換を行った記録である。

記録の内容について相手の確認を得ていない上、機微にわたる部分が含まれている。

これを開示すれば相手との信頼関係を損ない、今後の法改正等に応じた協定見直しの際に適切な協議が困難になるおそれがある。

したがって、本件非開示情報は、条例第7条第1項第4号に該当する。

6 審査会の判断

(1) 原子力安全協定について

ア 原子力安全協定について

原子力発電所の区域等を管轄する地方公共団体（以下「所在都道府県等」という。）の長は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）により、原子力事業者（以下「事業者」という。）が作成する防災業務計画（以下「防災業務計画」という。）の協議対象とされており、事業者に対する立入・質問調査権等を有している。

地方公共団体は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）により、地域防災計画を作成し、実施する責務を有しており、所在都道府県等の長は、原災法制定以前から、平常時及び異常時における情報連絡や立入調査等に関する規定を盛り込んだ原子力防災に係る安全協定（以下「安全協定」という。）を事業者との間で締結している。

イ 本件協定等締結について

平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、半径20kmの範囲が立入禁止区域になるなど、所在市町村及び隣接市町村（当事）の範囲を超えて影響が及んだ事態を受け、所在都道府県等以外の地方公共団体（以下「圏外都道府県等」という。）である実施機関、福岡市及び糸島市は、平成23年10月7日に、九州電力玄海原子力発電所を設置する本件法人に対して、安全協定締結の申入れを行った。

その後、本件協議を、平成23年11月25日、同年12月21日、平成24年1月18日及び同年3月9日の計4回実施し、同年4月2日に、実施機関、福岡市、糸島市及び本件法人（以下「四者」という。）との間で「原子力防災に係る福岡県民の安全確保に関する協定書」並びに実施機関と本件法人との間で「原子力防災に係る福岡県民の安全確保に関する協定書に基づく覚書」（以下「本件協定等」という。）を締結した。

本件協定等の締結は、圏外都道府県等では、平成23年12月に締結した鳥取県に次いで全国2番目の事例であり、本件法人管内では、初の事例に当たる。

(2) 本件公文書の性格及び内容について

本件公文書は、四者が行った本件協議の内容を記録した以下の文書である。

ア 九州電力との協定締結協議（第1回）議事録（H23.11.25）

四者が平成23年11月25日に行った第1回協議の内容について、日時、場所、出

席者、発言者及びその発言内容が逐語的に記載されている。

イ 第2回協議議事概要(H23.12.21)

ウ 第3回協議議事概要(H24.1.18)

エ 第4回協議(3月9日)(H24.3.9)

四者が平成23年12月21日、平成24年1月18日及び同年3月9日に行った第2回から第4回までの協議の内容について、日時、場所、出席者、発言者及びその主な発言内容が要約して記載されている。

(3) 条例第7条第1項第4号該当性について

ア 本号の趣旨

条例第7条第1項第4号は、県等の機関が行う事務又は事業の情報であつて、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、これを非開示とすることとしている。そして、本号に規定する「支障のおそれ」の「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが要求され、「おそれ」の程度も、抽象的なものでは足りず、法的保護に値する蓋然性が要求される。

イ 該当性の判断

- (ア) 本件協議は、圏外都道府県等である実施機関等からの安全協定締結申入れにより本件法人との間で実施されたものであり、双方にとって前例のないものであったことから、県民の高い関心に配慮し、会議の日時、場所、出席者及び議題を事前に報道機関に通知することや会議の冒頭部分の取材を認めること、協議終了後は出席者が報道機関に対して主な協議内容を説明すること等の措置を講じて実施されたものである。
- (イ) また、本件協議は、実施機関等が本件法人に対して法的な強制力等を有さず、四者それぞれに利害関係が異なる状況であったことから、出席者が自由かつ率直な意見交換ができるよう、会議の協議部分について非公開とすることを事前に申し合わせた上で、実施されたとのことである。
- (ウ) このように、法的な強制力等を有するわけでもなければ、利害関係も異なる当事者同士が率直な意見交換を行う会議では、議事録が公開されることを前提として協議に臨むことは予定していないことから、発言者及びその発言内容の詳細を公開することで、協議の相手方との信頼関係が著しく損なわれ、協議の相手方から今後の協議について協力を得られにくくなるおそれが十分に予想される。
- (エ) 本件非開示情報を見てみると、第1回協議の記録は、逐語的に記載され、協議の様子がほぼ忠実に文章化されているのに対し、第2回から第4回までの協議の記録は、主な発言が要約して記載されているといった違いはあるものの、いずれも、本件協定

等に盛り込むべき内容について、四者がそれぞれの立場から意見や要望を主張し合い、1つずつ議論を積み重ねながら、最終合意に至るまでの協議の詳細な内容が記載されていることが認められる。

- (オ) したがって、本件非開示情報を公にすると、本件協議の相手方である本件法人等との信頼関係を損ない、今後想定される本件協定等の見直しに係る協議実施が困難になる又は仮に協議が実施されたとしても、双方の議論が形骸化するなどのおそれがあると認められることから、本件非開示情報は、条例第7条第1項第4号に該当すると認められる。

以上のことから、実施機関が条例第7条第1項第4号に該当するとして非開示とした決定は妥当である。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会は、実施機関の行った公文書の開示決定等の妥当性について判断する機関であるため、当該主張は当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。